

**議案第34号 鎌倉市図書館振興基金条例**

**附帯意見**

本条例の制定に当たり、同基金を運用する際には、この条例の意図する本市の貴重な郷土資料の収集、保存・保管等の充実という目的にかなうものであることを明確にし、適正に運用すべきである。

条例の施行に当っては、必要な事項を明確にし、別に定めるべきである。

更に、図書館事業は行政の予算によって実施していくことが原則であり、同基金を市民の寄付金のみで運用していくことには限界がある。

今後、寄付金の推移を見ながら将来的には一般財源からの繰り入れを視野に入れた検討をすべきである。

以上を意見として付するものであります。

※平成23年9月定例会 9月30日委員長報告として読み上げられたものを  
鎌倉市議会インターネット中継より確認しました。